

令和5年2月開催 社会保険事務講習会・確認問題

次の【問1】から【問9】の『 』記述について、正しい場合は『○』を、誤りの場合は『×』を別添の解答用紙に記入してください。

*解答用紙は添付しておりませんので、ご了承ください。

【問1】(届書の提出期限について)

従業員を採用したときは《資格取得届》を、従業員が退職・死亡したときには《資格喪失届》を提出することとなります。

《資格取得届》及び《資格喪失届》は、『5日以内』に届出をしなければならない。

【問2】(資格取得届について①)

パートタイマー・アルバイトの従業員は、1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、『どちらも』常時雇用者(正社員)の4分の3以上であれば社会保険に加入しなければならない(被保険者にならないといけない)。

【問3】(資格取得届について②)

4月1日に正社員として入社した従業員が、2か月間(4/1～5/31まで)は試用期間として勤務する場合、被保険者となるのは(社会保険に加入する日は)『試用期間終了後の6月1日』となる。

【問4】(資格取得届について③)

資格取得届の報酬月額欄に記入すべき金額は、『基本給(月給、日給、時間給)だけで良い』。

【問5】(資格喪失届について①)

従業員が退職した場合は《資格喪失届》を提出するが、退職日から令和5年3月31日の場合、資格喪失年月日欄に記入する日付は退職日と同日の『令和5年3月31日』である。

【問6】(資格喪失届について②)

《資格喪失届》を提出する際には、退職した従業員の『被保険者証及び(扶養していた方がいれば)被扶養者全員の健康保険被保険者証・高齢受給者証を添付』のうえ提出する。

【問7】(退職後継続再雇用について)

通常、雇用形態・給与体系が変わった場合は《月額変更届》を提出することになるが、60歳以上の被保険者が、雇用契約上一旦退職し、1日の空白もなく引き続き再雇用された場合、《資格喪失届》及び《資格取得届》を提出することにより、標準報酬月額を再雇用後の最初の月から改定することができる。このときの退職の理由は『定年退職に限られる』。

(裏面にも問題があります)

【問 8】（被扶養者（異動）届について①）

扶養に入るためには、その方の年間収入が130万円未満（60歳以上は180万円）でなければならないが、年間収入とは過去における収入ではなく、『扶養の事実が発生した日以降の年間見込収入額（例えば、令和4年9月30日に退職して令和4年10月1日から扶養に入ろうとしたときには令和4年10月1日～令和5年9月30日までの年間見込収入額）である』。

【問 9】（被扶養者（異動）届について②）

別居する家族を扶養に入れたい場合で、その家族の年間収入が180万円であって、被保険者からの仕送り額が年間100万円のときは『扶養に入ることができる』。

(解 答)

問 題	解 答	正解率	問 題	解 答	正解率
問 1	○	100%	問 6	○	100%
問 2	○	96%	問 7	×	52%
問 3	×	100%	問 8	○	96%
問 4	×	100%	問 9	×	96%
問 5	×	96%			

(解説・留意点)

問 1	設問のとおり、《資格取得届》及び《資格喪失届》はどちらも『5日以内』に届出しなければなりません。届出が遅くなると、その分保険証が届くのが遅くなったり、保険料を遡及して調整しなければならなくなり、事務も煩雑になってしまう場合がありますので、できるだけ速やかに届出しましょう。 また、家族を扶養するときに提出する《被扶養者(異動)届》及び賞与を支給したときに提出する《賞与支払届》についても『5日以内』に届出が必要です。
問 2	設問のとおり、社会保険に加入しなければならない方は、1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が『どちらも』常時雇用者(正社員)の4分の3以上になります。例えば、正社員が週40時間かつ1か月22日勤務の場合に社会保険に加入しなければならないパートタイマー・アルバイトの従業員は、週30時間(40時間の4分の3)以上かつ1か月16.5日(22日の4分の3)以上勤務する方です。
問 3	従業員としての適格性を見るため、一定期間の使用期間を定めている場合がありますが、この使用期間は校正都市金保険法でいう「臨時の雇用期間」には該当しないため(2か月以内の限定した雇用ではなく、試用期間終了後も継続して雇用することが見込まれるため)、『入社した当初の4月1日』が社会保険に加入する日(資格取得日)となります。
問 4	報酬とは、賃金、給料、手当(基本給、通勤手当、残業手当、家族手当、皆勤手当等)などの名称を問わず、被保険者が事業主から労働の対償として受ける全てを言い、課税・非課税も関係ありません。1か月で受ける見込みの総支給額を記入する必要があります。届出の際には、算入もれのないようご注意ください。
問 5	資格喪失日は以下のようにケースによって異なります。届出の際には《資格喪失届》の裏面の記入方法をご覧のうえ、お間違いのないよう記載してください。 ① 適用事業所に使用されなくなった日(退職など)の翌日 ② 死亡した日の翌日 ③ 事業所が廃止になった日の翌日 ④ 厚生年金保険については70歳に達した日(誕生日の前日)等

問 6	設問のとおりです。《資格喪失届》と同時に健康保険被保険者証、高齢受給者証を返納できない場合は、《資格喪失届》に返納できない理由を記入するか、《健康保険 被保険者証回収不能届》を添付のうえご提出をお願いします。
問 7	退職の理由は定年に限定されておらず、退職に至った理由は問いません。また、標準報酬月額が《月額変更届》を提出した場合は契約変更後4か月目に改定されますが、《資格喪失届》及び《資格取得届》を提出した場合は、再雇用後の最初の月から改定されます。 なお、《資格喪失届》及び《資格取得届》を提出する際には以下の2点を添付する必要がありますので、ご注意ください。 ・退職したことがわかる書類・・・就業規則、退職辞令の写し ・継続して再雇用されたことがわかるもの・・・雇用契約書の写し
問 8	設問のとおりです。お客様より「令和4年1月1日から退職するまでの令和4年9月30日の勤務していた間の収入を合計すると130万円以上だから、扶養に入れるのは、令和5年1月1日からでしょうか?」といったご質問を多くいただきますが、あくまでも扶養の事実が発生した日以降1年間（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の収入見込額で判断されることとなります。
問 9	扶養に入れたい家族の年間収入が仕送り額より多いため、扶養に入ることはできません。扶養に入ろうとする別居の家族を扶養に入れるときのポイントは以下の3点になります。 ① 扶養に入ろうとする家族の年間収入が60歳未満であれば「130万円未満」、60歳以上であれば「180万円未満」であること。 ② 扶養に入ろうとする家族の年間収入が被保険者からの仕送り額より少ないこと。 ③ 《被扶養者(異動)届》を提出する際に、仕送りの事実と仕送り額が確認できる以下の書類の添付が必要となります。 ・振込の場合・・・預金通帳等の写し ・送金の場合・・・現金書留の控え（写し） * 16歳未満又は16歳以上の学生は上記の添付書類は不要です。